

3 アンケート回答者の概観（問題飲酒の状況）

この項では、アンケート回答者の回答結果に基づき、主に問題飲酒の状況について概観する。分析の対象となるのは、「お酒（アルコール）に関するアンケート」（以下この章において「アンケート」という。）に回答した435人である。

問題飲酒の状況については、主として次の観点に基づき検討することとする。

- 飲酒傾向（飲酒量・飲酒頻度）の観点
- 飲酒開始年齢の観点
- 断酒の取組等に関する観点

（1）アンケート回答者の特徴

分析の前に、分析対象者のうち、アンケートに回答した者としなかった者との間に、調査項目のうち、どの項目において顕著な差異が認められるのかを探索した。

3-2-3-1図は、保護観察期間中の犯罪・問題行動等の有無別にアンケート調査の回答の有無を見たものである。

犯罪・問題行動等が「あり」の者は、「なし」の者よりも「アンケート回答あり」の構成比が顕著に低いことが分かる。

3-2-3-1図 保護観察期間中の犯罪又は問題行動等の有無別 アンケート回答の有無

	アンケート回答あり	アンケート回答なし
あり (92)	77.2	22.8
なし (397)	91.7	8.3

- 注 1 「問題行動等」は、犯罪の要因となり得ると考えられる問題行動等をいう。
 2 ()内は、実人員である。

（2）飲酒傾向

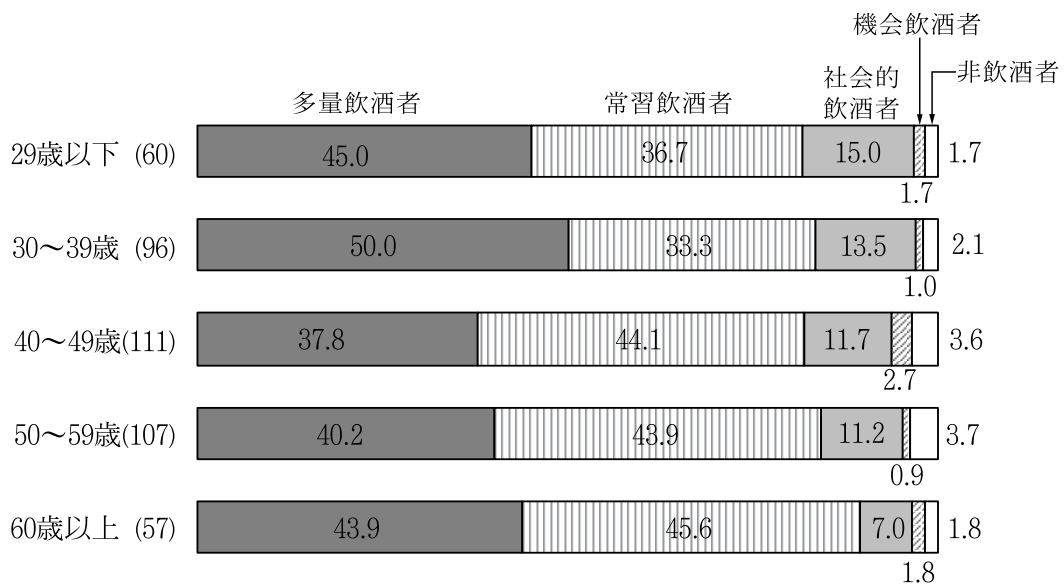
アンケート調査では、「問題飲酒対象者」の飲酒傾向のおよその程度を把握するため、本件犯行当時のふだんの飲酒頻度（アンケートQ13。以下この章において「本件当時飲酒頻度」という。）及びふだんの飲酒量（アンケートQ14。以下この章において「本件当時飲酒量」という。）について質問したほか、本件犯行当時の朝・昼からの飲酒の頻度（アンケートQ15）についても質問した。なお、「アンケートQ」の番号は、巻末資料6の調査票の質問項目の番号を指す（以下この章において同じ。）。

ア Q F分類

アンケート回答者について、Q F分類で見ると、「多量飲酒者」の構成比は42.9%であり（この数値は、受刑者調査の23.3%と比べて顕著に高いが、「問題飲酒」類型の者が対象であるので、当然である。）、常習飲酒者までを含めるとアンケート回答者の大半（83.8%）を占める。

さらに、アンケート回答者について、本調査時の年齢層別に、Q F分類による構成比を見たものが3-2-3-2図であるが、年齢層の違いで目立った傾向はうかがえなかった。

3-2-3-2図 調査時年齢別 Q F分類



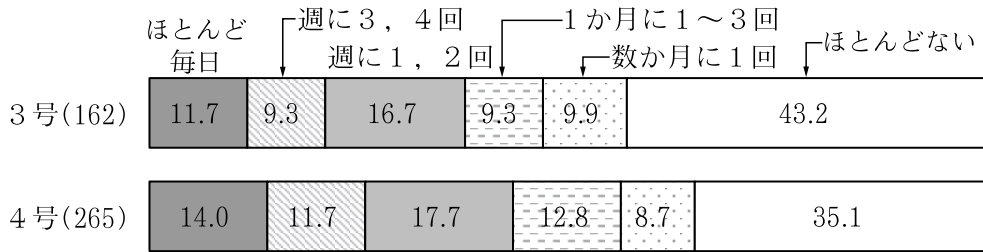
【(m) n. s.】

- 注 1 飲酒頻度について無回答の者を除く。
 2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 3 ()内は、実人員である。

イ 本件当時の朝・昼からの飲酒頻度

3-2-3-3図は、本件犯行当時の朝・昼からの飲酒頻度を見たものである。

3-2-3-3図 号種別 朝・昼からの飲酒頻度



【n.s.】

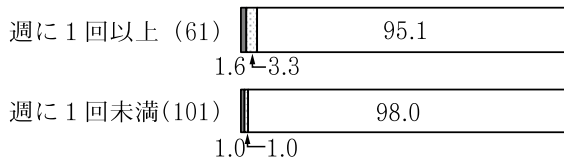
注 ()内は、実人員である。

3-2-3-4図は、本件犯行当時の朝・昼からの飲酒頻度別に保護観察期間中の犯罪・問題行動等の有無を見たものである。

週に1回以上（朝・昼から）飲んでいた者は、4号観察で「犯罪・問題行動等あり」の構成比が顕著に高い。

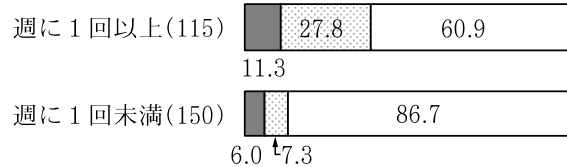
3-2-3-4図 朝・昼からの飲酒頻度別 保護観察期間中の犯罪・問題行動等

① 3号

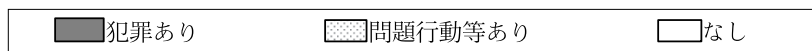


【(m) n. s.】

② 4号



【 $\chi^2(2)=24.79, p < .01$ 】



- 注 1 朝・昼からの飲酒頻度について無回答の者を除く。
- 2 「犯罪あり」は、犯罪と犯罪の要因となり得ると考えられる問題行動等を有する者を含み、「問題行動等あり」は、犯罪の要因となり得ると考えられる問題行動等のみを有する者である。
- 3 ()内は、実人員である。

なお、調査項目のうち、本件当時飲酒頻度の違いで、保護観察期間中の犯罪・問題行動等の有無に明白な傾向はうかがわれなかった。

ウ 本件当時飲酒量

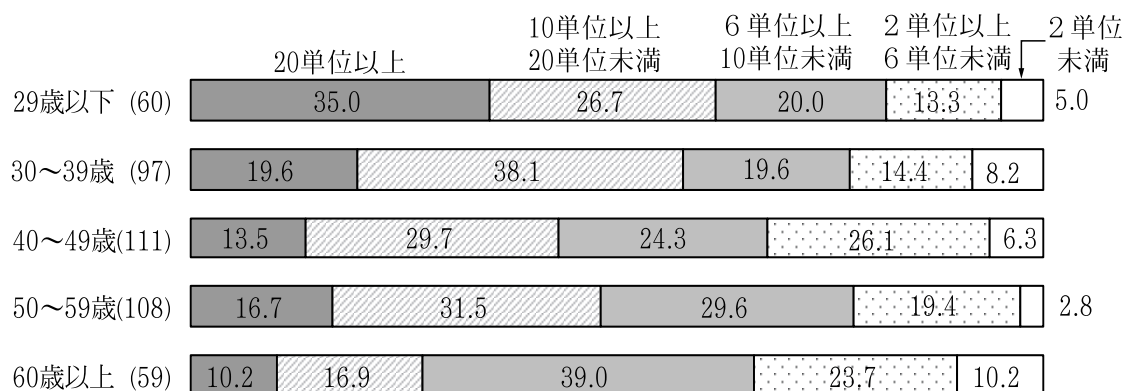
(ア) 本件当時飲酒量の概観

アンケート回答者について、本件当時飲酒量（本件当時のふだんの1回の飲酒量）の構成比を見たところ、「20単位以上」18.2%（79人）、「10単位以上20単位未満」29.9%（130人）、「6単位以上10単位未満」26.0%（113人）、「2単位以上6単位未満」19.8%（86人）、「2単位未満」6.2%（27人）となっていた。

さらに、アンケート回答者について、本調査時の年齢層別に本件当時飲酒量の構成比を見たものが3-2-3-5図である。

詳細に見ると、「20単位以上」及び「10単位以上20単位未満」の者については、40歳代と50歳代で飲酒量の傾向がやや逆転しているものの、全体的傾向としては、加齢と共に、飲酒量が顕著に落ちている様子が見られた。

3-2-3-5図 調査時年齢別 飲酒量

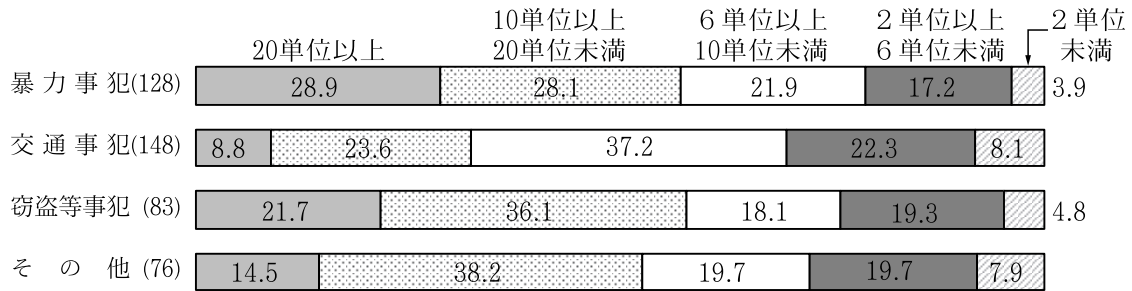


【(m) p<.01】

注 1 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 2 ()内は、実人員である。

3-2-3-6図は、本件犯行の罪種別に本件当時飲酒量の構成比を見たものである。暴力事犯では、「20単位以上」の者の構成比が最も高い。ただし、10単位以上の者の構成比で見ると、暴力事犯（57.0%）と窃盗等事犯（57.8%）で大差がない。

3-2-3-6図 本件犯行の罪種別 飲酒量



【(m) p<.01】

- 注 1 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 2 ()内は、実人員である。

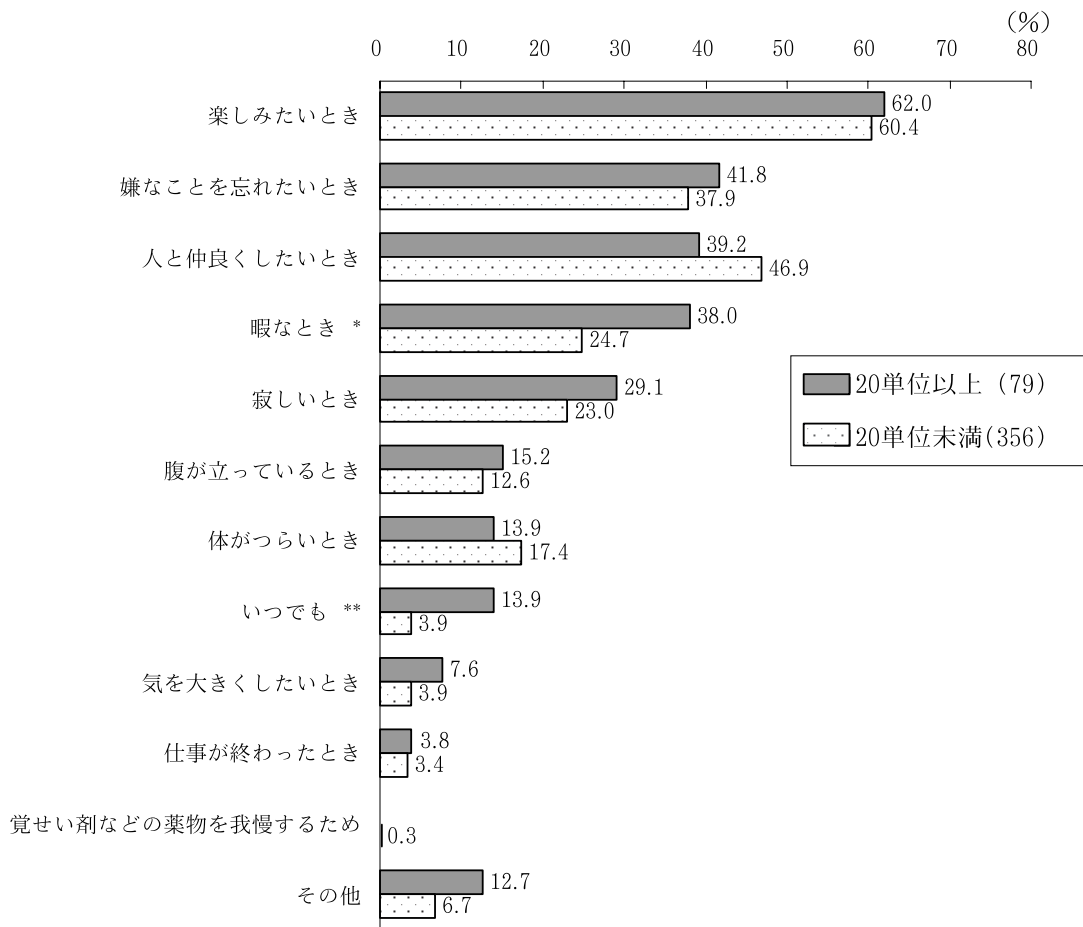
以下では、本件当時飲酒量が、飲酒動機、飲酒後の薬理効果、過去の飲酒関連の否定的経験とどのように関連しているかを見る。

(イ) 飲酒動機 (アンケートQ4)

アンケート回答者について、本件当時飲酒量別に、飲酒動機にどのような違いがあるのかを探索するため、飲酒量の20単位以上・未満別で、飲酒動機の種別の選択率を見たのが、3-2-3-7図である。

飲酒動機のうち、どの選択肢を選択した者で飲酒量が多くなる傾向があるのかを見ると、「暇なとき」、「いつでも」で、飲酒量が多い者の選択率が顕著に高かった。

3-2-3-7図 飲酒量別 飲酒動機

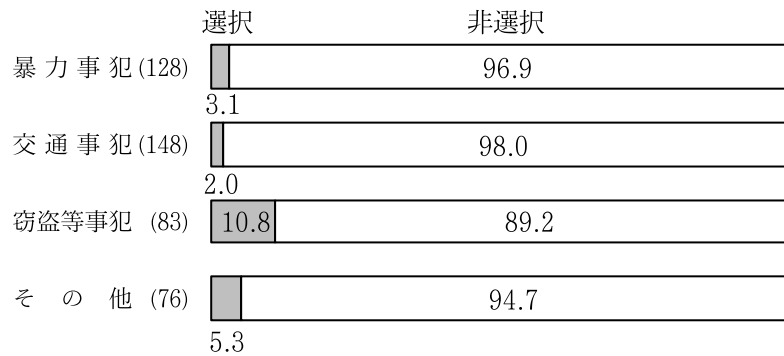


注 1 複数回答である。
 2 ()内は、実人員である。
 3 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意であることを示す(χ²検定)。

3-2-3-8図は、本件犯行の罪種により、飲酒動機の内容について差異があるかどうかを調べたものであるが、「気を大きくしたいとき」、「寂しいとき」において明白な差異が認められた。「気を大きくしたいとき」については、「窃盗等事犯」での選択率が高く、「寂しいとき」については、「暴力事犯」での選択率がやや高かった。

3-2-3-8図 本件犯行の罪種別 飲酒動機

(1) 気を大きくしたいとき



【(m) $p < .05$ 】

(2) 寂しいとき



【 $\chi^2(3)=12.08, p < .01$ 】

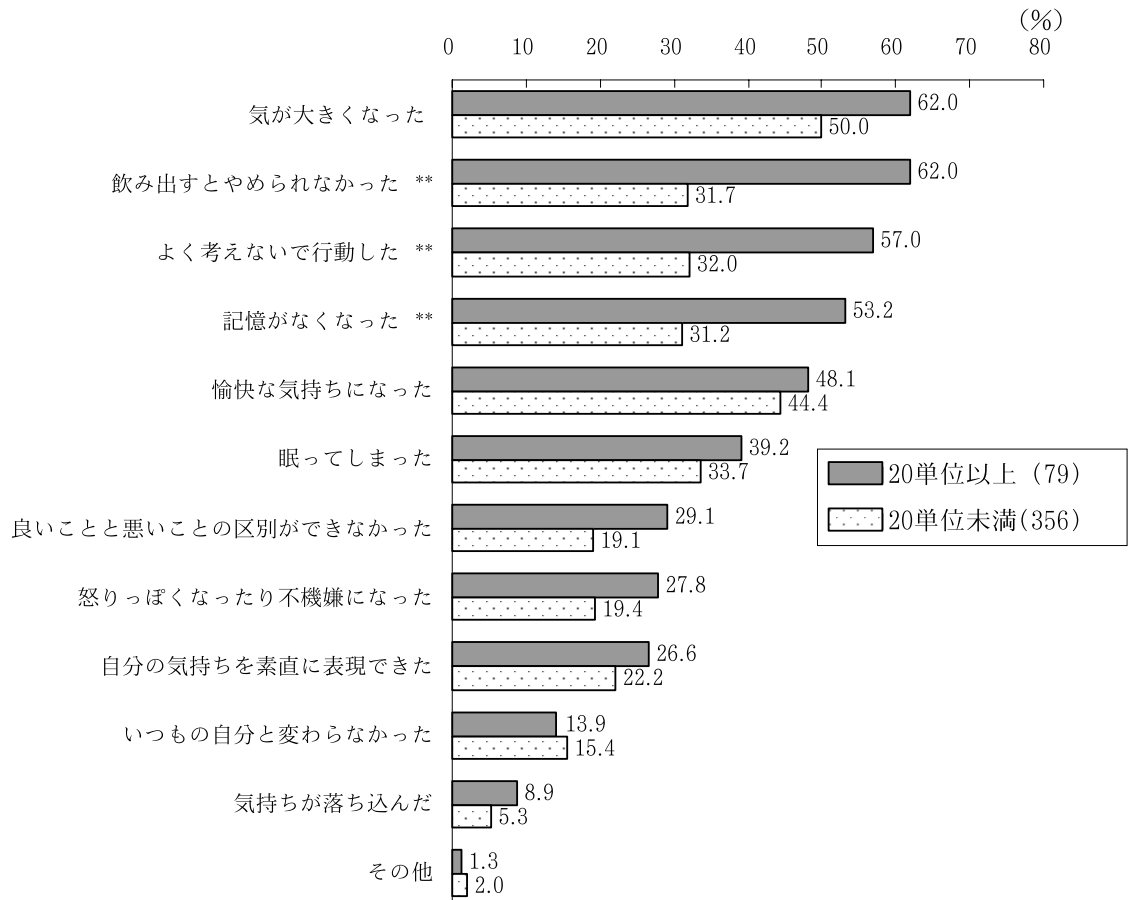
- 注 1 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 2 ()内は、実人員である。

(ウ) 飲酒後の薬理効果に関連した経験 (アンケートQ18)

アンケート回答者について、本件当時飲酒量の20単位以上・未満別に、薬理効果に関連した経験の種別ごとの選択率を見たのが次頁の3-2-3-9図である。

飲酒量が多い者が、薬理効果に関する経験のうち、どの選択肢を選択する傾向があるのかを見ると、「飲み出すとやめられなかった」、「よく考えないで行動した」、「記憶がなくなった」で飲酒量が多い者の選択率が高かった。

3-2-3-9 図 飲酒量別 薬理効果



注 1 複数回答である。
 2 ()内は、実人員である。
 3 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意であることを示す (χ^2 検定)。

次に、本件犯行の罪種別に特徴が認められたもの（薬理効果の選択肢のうち「その他」を除く。）を示したのが3-2-3-10図である。

「良いことと悪いことの区別ができなかった」、「怒りっぽくなったり不機嫌になった」、「記憶がなくなった」について、本件犯行の罪種により明白な差異が認められた。

大量飲酒による酩酊をうかがわせる「記憶がなくなった」については、暴力事犯で選択率が高く、酩酊によって規範意識が低下したことをうかがわせる「良いことと悪いことの区別ができなかった」は、暴力事犯と窃盗等事犯で選択率が高く、酩酊で抑制力等が低下し粗暴傾向が生じたことをうかがわせる「怒りっぽくなったり不機嫌になった」については、暴力事犯が高かった。

3-2-3-10図 本件犯行の罪種別 薬理効果

(1) 良いことと悪いことの区別ができなかった

	選択	非選択
暴力事犯 (128)	22.7	77.3
交通事犯 (148)	11.5	88.5
窃盗等事犯 (83)	22.9	77.1
その他 (76)	34.2	65.8

【 $\chi^2(3)=16.50, p<.01$ 】

(2) 怒りっぽくなったり不機嫌になった

	選択	非選択
暴力事犯 (128)	31.3	68.8
交通事犯 (148)	11.5	88.5
窃盗等事犯 (83)	12.0	88.0
その他 (76)	31.6	68.4

【 $\chi^2(3)=25.39, p<.01$ 】

(3) 記憶がなくなった

	選択	非選択
暴力事犯 (128)	41.4	58.6
交通事犯 (148)	26.4	73.6
窃盗等事犯 (83)	34.9	65.1
その他 (76)	42.1	57.9

【 $\chi^2(3)=8.84, p<.05$ 】

注 ()内は、実人員である。

(エ) 過去の飲酒関連の否定的経験 (アンケートQ19)

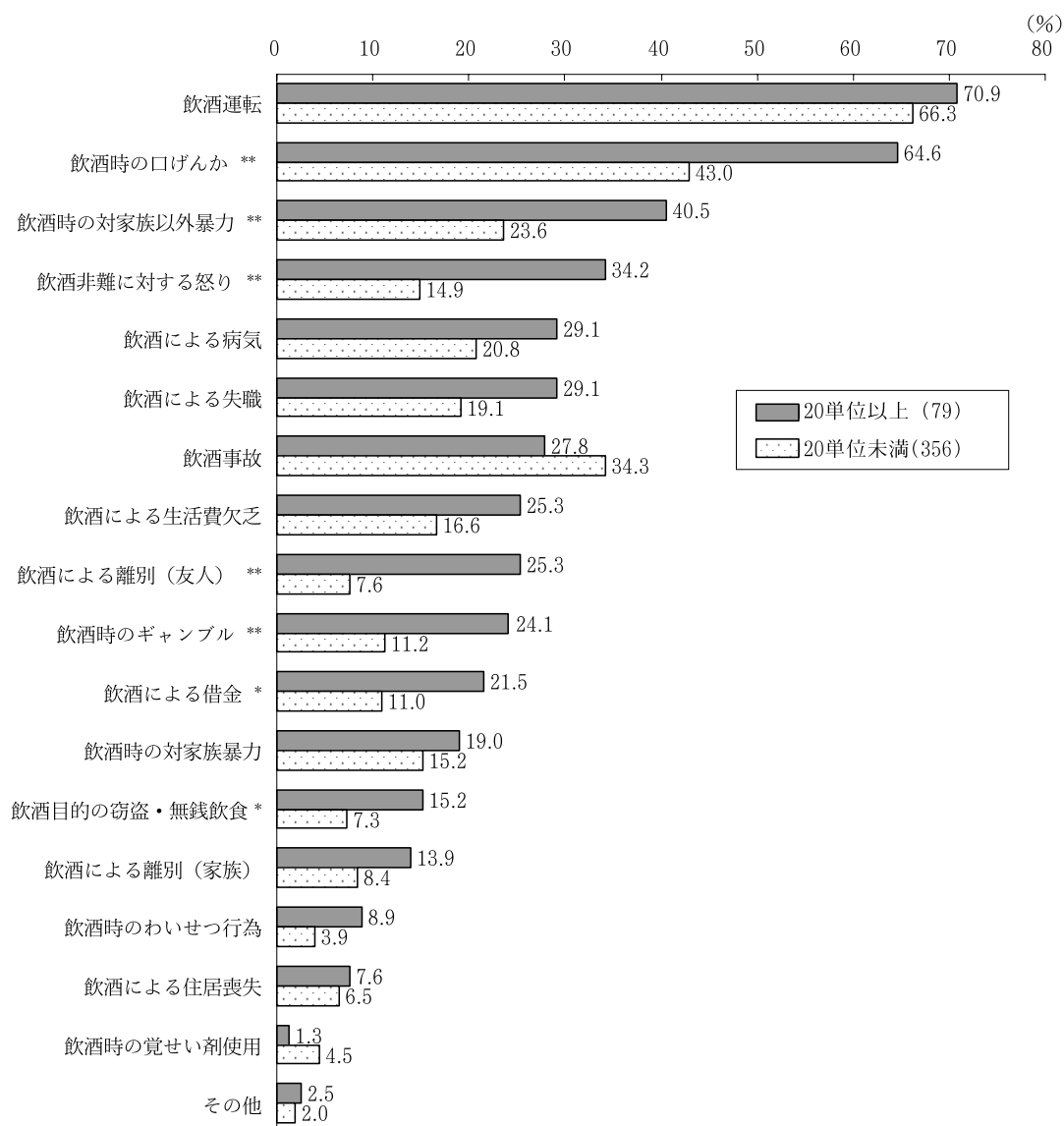
過去^{注13}の飲酒関連の否定的経験と本件当時飲酒量との関連を見ておきたい。アンケート回答者について、本件当時飲酒量20単位以上・未満別に、否定的経験(制限なしの複数選択)の種別に選択率を見たのが、次頁の3-2-3-11図である。

本件当時飲酒量が20単位以上の者において、過去にどのような否定的経験を有しているのかを見ると、「飲酒運転」に約7割が、「飲酒時の口げんか」に約6割が、「飲酒時

注13 過去の飲酒関連の否定的経験について、アンケートでは「過去」の意味を特に明確にせず漠然と質問している。

の対家族以外暴力」に約4割が、「飲酒非難に対する怒り」に約3割の者が該当した。このうち、「飲酒時の口げんか」、「飲酒時の対家族以外暴力」、「飲酒非難に対する怒り」は、飲酒量20単位未満のグループと比べて、選択率が顕著に高く、飲酒量が多いと飲酒に関連した粗暴な経験を持つ者が多くなる傾向がうかがわれた。

3-2-3-11図 飲酒量別 否定的経験

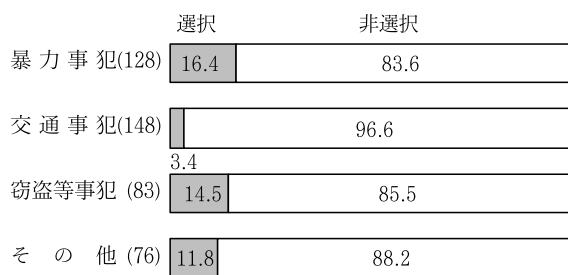


注 1 複数回答である。
 2 ()内は、実人員である。
 3 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意であることを示す (χ^2 検定)。

アンケートQ19の選択肢のうち、犯罪に直接的には関連しないと考えられる経験である8つ（選択肢10～17）について、本件犯行の罪種別で選択率に差異があるか否かを見てみると、「お酒がもとで家族（内妻を含む）と別れた」、「お酒が原因で仕事を失ったり、もう少しで仕事を失いそうになった」、「お酒を飲んでいたときにギャンブル（パチンコ・競馬など）をした」、「お酒がもとで病気（肝硬変、胃炎、糖尿病、高血圧症、アルコール中毒・依存症など）になり、1週間以上、ふだんの生活ができなかった」の4つの項目では、罪種の違いで顕著な差異が認められず、それ以外の4つの項目では、**3-2-3-12図**のとおり明白な差異が認められた。すなわち、「お酒がもとで生活費が足りなくなった」と「お酒がもとで借金をした」は、窃盗等事犯で選択率が高く、また、「お酒がもとで友達を失った」は、暴力事犯で選択率が高かった。

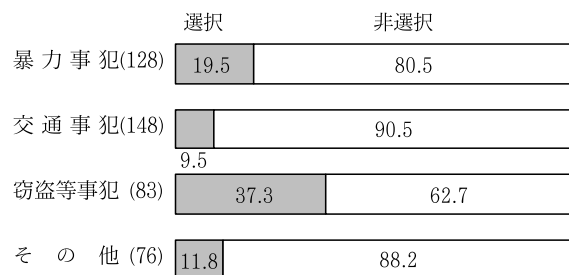
3-2-3-12図 本件犯行の罪種別 否定的経験（犯罪に直接関連しない）

(1) お酒がもとで友達を失った



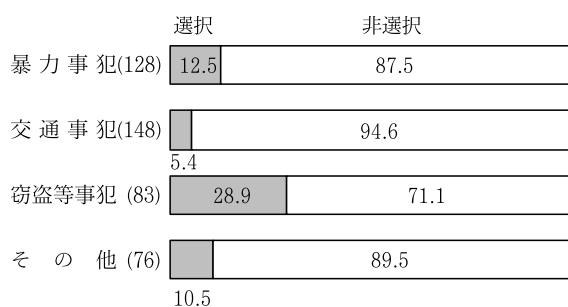
【 $\chi^2(3)=13.87, p<.01$ 】

(2) お酒がもとで生活費が足りなくなった



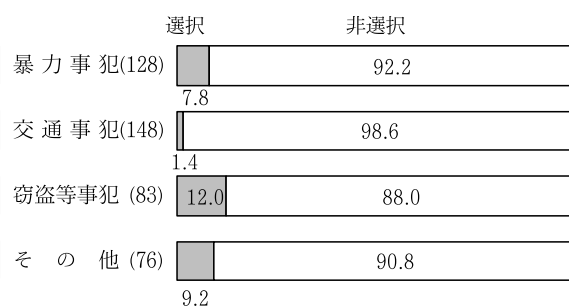
【 $\chi^2(3)=30.30, p<.01$ 】

(3) お酒がもとで借金をした



【 $\chi^2(3)=26.79, p<.01$ 】

(4) お酒がもとで住む場所を失った



【 $\chi^2(3)=11.64, p<.01$ 】

注 ()内は、実人員である。

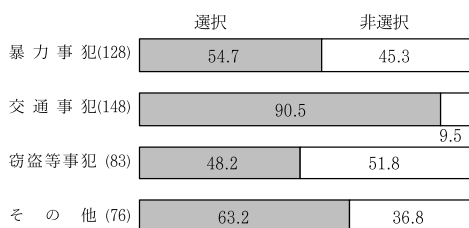
他方、アンケートQ19の選択肢のうち、犯罪に絡むと思われる残りの9つの質問事項（選択肢1～9）については、いずれでも、罪種の違いで明白な差異が認められ、その結果は、**3-2-3-13図**のとおりである。

概して、交通事犯で飲酒交通関係の否定的経験の選択率が高く、暴力事犯でけんか・暴力関係の否定的経験の選択率が高く、窃盗等事犯で飲酒目的の窃盗・無銭飲食の選択率が高かった。なお、(8)の飲酒時のわいせつ行為は「その他」の犯罪で選択率が高く、(9)の飲酒時の覚せい剤使用は「暴力事犯」で選択率がやや高かった。

この図を見て気付くことは、本件犯行の罪種の如何にかかわらず、飲酒関連の否定的経験を有する者の構成比が高いことである。特に、(1)飲酒運転の経験は、最も比率の低い窃盗等事犯でも5割に迫り、(4)飲酒時の口げんかの経験も、最も比率の低い交通事犯でも3割以上となっていることが目立つ。

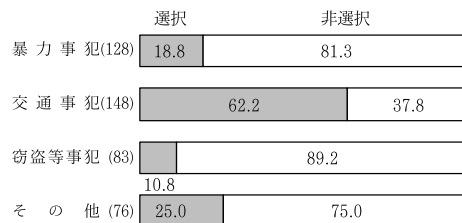
3-2-3-13図 本件犯行の罪種別 否定的経験（犯罪に関連する）

(1) 飲酒運転



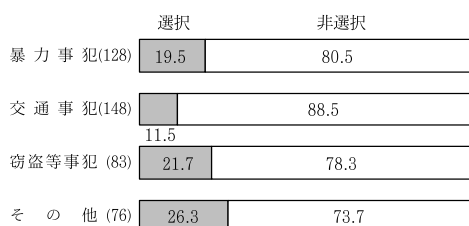
【 $\chi^2(3)=59.77, p<.01$ 】

(2) 飲酒事故



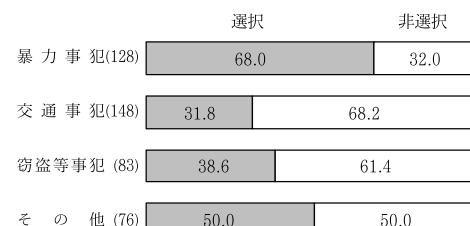
【 $\chi^2(3)=89.17, p<.01$ 】

(3) 飲酒非難に対する怒り



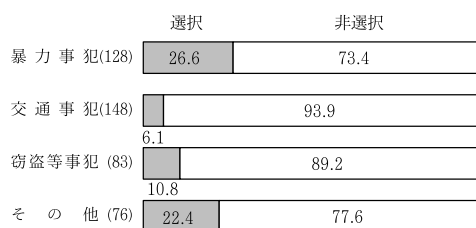
【 $\chi^2(3)=8.59, p<.05$ 】

(4) 飲酒時の口げんか



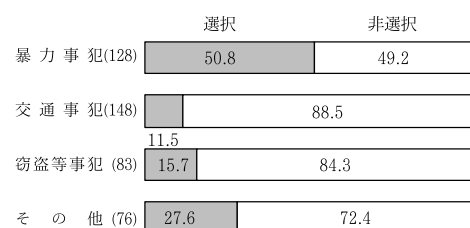
【 $\chi^2(3)=39.06, p<.01$ 】

(5) 飲酒時の対家族暴力



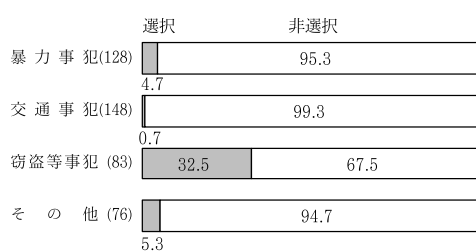
【 $\chi^2(3)=25.57, p<.01$ 】

(6) 飲酒時の対家族以外暴力



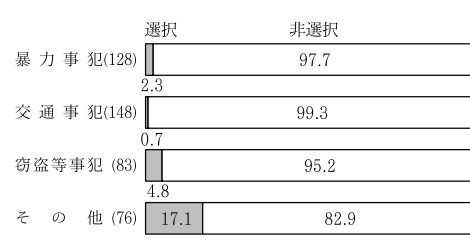
【 $\chi^2(3)=60.68, p<.01$ 】

(7) 飲酒目的の窃盗・無銭飲食



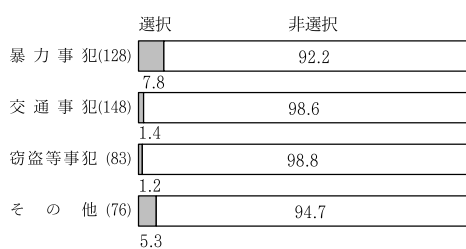
【 $\chi^2(3)=74.78, p<.01$ 】

(8) 飲酒時のわいせつ行為



【(m) $p<.01$ 】

(9) 飲酒時の覚せい剤使用



【(m) $p<.05$ 】

注 1 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 2 ()内は、実人員である。

(オ) 本件犯行時の飲酒関連の認識 (アンケートQ16)

3-2-3-14図は、本件犯行の罪種別に、本件と飲酒との関わりについてどのようにとらえているかを見たものである。

暴力事犯では、「お酒で気が大きくなってしまったため、事件を起こした」の構成比が最も高く、31.5%を占め、これと「お酒で良いことと悪いこととの区別ができなくなってしまったため、事件を起こした」を合わせると50.4%を占めた。窃盗等事犯では、「事件のとき、お酒を飲んでいなかった」の構成比も25.6%と高いが、「お酒で気が大きくなってしまったため、事件を起こした」の構成比も22.0%と高く、これと「お酒で良いことと悪いこととの区別ができなくなってしまったため、事件を起こした」を合わせると37.8%であった。

3-2-3-14表 本件犯行の罪種別 本件犯行時の飲酒関連の認識

区分	総数	事件のとき、お酒を飲んでいなかった	事件のとき、お酒を飲んでいたが、事件とは関係ない	お酒を飲んで、車やバイクを運転した	お酒で気が大きくなって、事件を起こした	お酒を飲みたが、おたかったため、事件を起こした	お酒で良いことと悪いこととの区別ができなくなってしまったため、事件を起こした	お酒で勢いを付けて、事件を起こした	その他
総数	429 (100.0)	46 (10.7)	45 (10.5)	139 (32.4)	84 (19.6)	14 (3.3)	64 (14.9)	20 (4.7)	17 (4.0)
暴力事犯	127 (100.0)	9 (7.1)	25 (19.7)	8 (6.3)	40 (31.5)	3 (2.4)	24 (18.9)	12 (9.4)	6 (4.7)
交通事犯	146 (100.0)	9 (6.2)	2 (1.4)	121 (82.9)	6 (4.1)	-	6 (4.1)	-	2 (1.4)
窃盗等事犯	82 (100.0)	21 (25.6)	7 (8.5)	4 (4.9)	18 (22.0)	9 (11.0)	13 (15.9)	5 (6.1)	5 (6.1)
その他	74 (100.0)	7 (9.5)	11 (14.9)	6 (8.1)	20 (27.0)	2 (2.7)	21 (28.4)	3 (4.1)	4 (5.4)

【(m) p<.01】

- 注 1 本件犯行時の飲酒関連の認識について無回答の者を除く。
 2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 3 ()内は、構成比である。

(3) 飲酒開始年齢（アンケートQ1）

若年者の問題飲酒に関するこれまでの研究でよく知られているものとしては、Cloningerによるものがあり、そこでは、男性のうち10歳代からアルコール乱用を開始し反社会的行動が認められる者は、その後再発を繰り返すなど予後が悪く、父親にも同様の問題が認められるとしている^{26, xxi}。そこで、アンケート回答者について、飲酒開始年齢が早い者に同様の指摘ができるか否かを分析する。

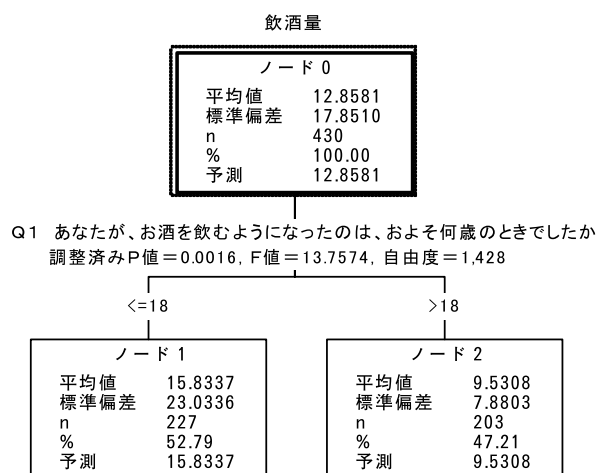
ア 飲酒開始年齢と本件当時飲酒量

一般に、未成年の者が飲酒を始める可能性が高いのは、高校を卒業し、大学生あるいは社会人になって、成人が飲酒する場面に加わる機会も増える18歳以降であろう。そこで、アンケート回答者を、飲酒開始年齢が18歳以下であるか19歳以上であるかに分けて、本件当時飲酒量との関連を見たところ、本件当時飲酒量の平均値には顕著な差異が認められた（それぞれ平均15.8単位、9.5単位）^{注14}。つまり、飲酒開始年齢が18歳以下であった者は、19歳以上の者と比べ、飲酒量が顕著に多く、従来から言われている「若年から飲酒は大量飲酒に発展しやすい²⁶」との指摘が、「問題飲酒対象者」においても確認できたと言えよう。

なお、保護観察開始時のアルコール乱用・依存症の者が占める構成比^{注15}を、飲酒開始年齢の18歳以下・19歳以上の年齢層別に見ると、18歳以下で17.2%、19歳以上で18.2%であり、両者に大差はなかった。

注14 統計的に飲酒開始年齢が何歳で飲酒量に差が生ずるかを「決定木のCHAID」の方法で探索した結果は以下の図であり、統計的にも、18歳以下の層で有意に飲酒量の平均値が高かった（飲酒開始年齢について、無回答の者を除く。）。

飲酒量と飲酒開始年齢



注15 「飲酒に関する調査票」の調査結果のデータである。

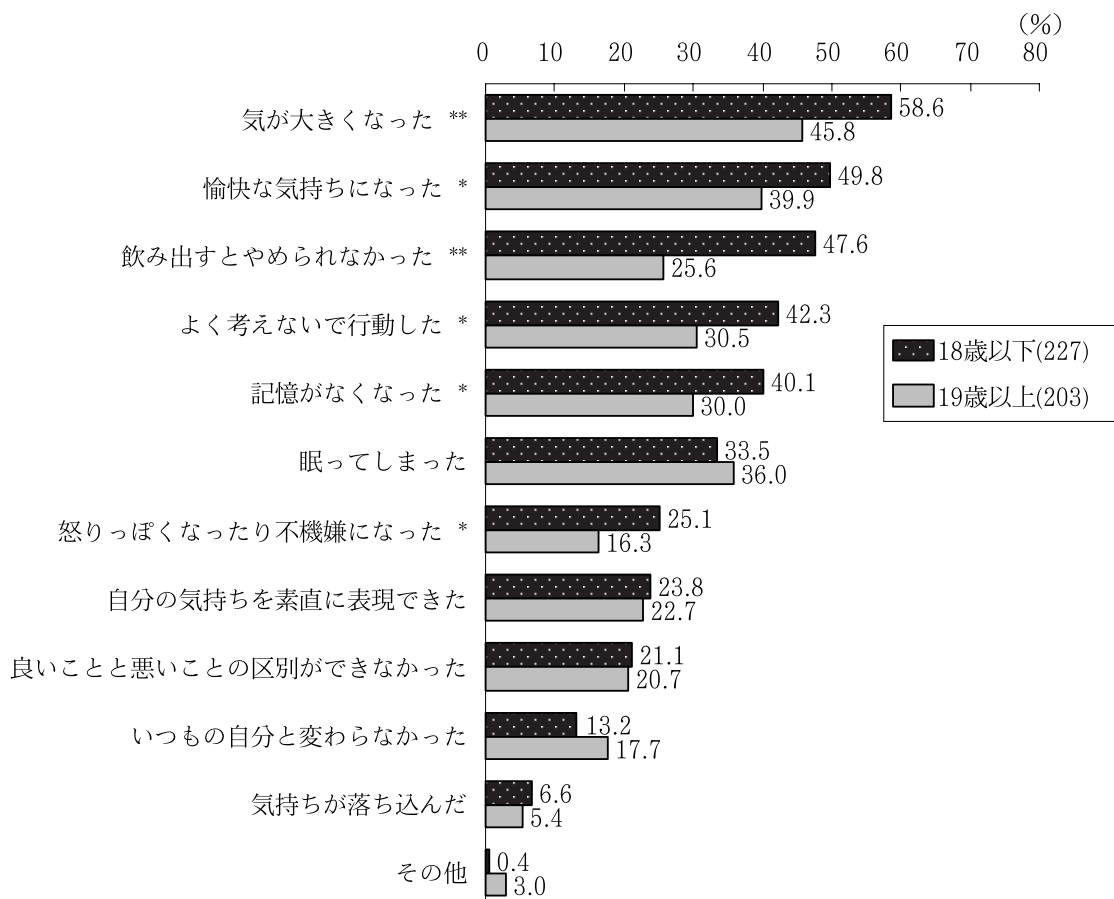
イ 飲酒開始年齢が低い者の持つ特性・問題

次に、アンケート回答者について、若年から飲酒している者の実態を分析することとし、飲酒開始年齢が18歳以下・19歳以上の年齢層別で、どのような差異が認められるかを探索する。

3-2-3-15図は、飲酒による薬理効果に関する経験（アンケートQ18（複数回答））について、飲酒開始年齢の18歳以下・19歳以上の別で選択率を見たものである。

18歳以下の者で19歳以上の者と比べて選択率が顕著に高かったものは、「気が大きくなった」、「愉快的気持ちになった」、「飲み出すとやめられなかった」、「よく考えないで行動した」、「記憶がなくなった」、「怒りっぽくなったり不機嫌になった」であった。したがって、飲酒開始年齢の低い者は、大量飲酒につながる可能性が高く、また、それが問題行動に結び付く可能性も高いと考えられる。

3-2-3-15図 飲酒開始年齢別 薬理効果

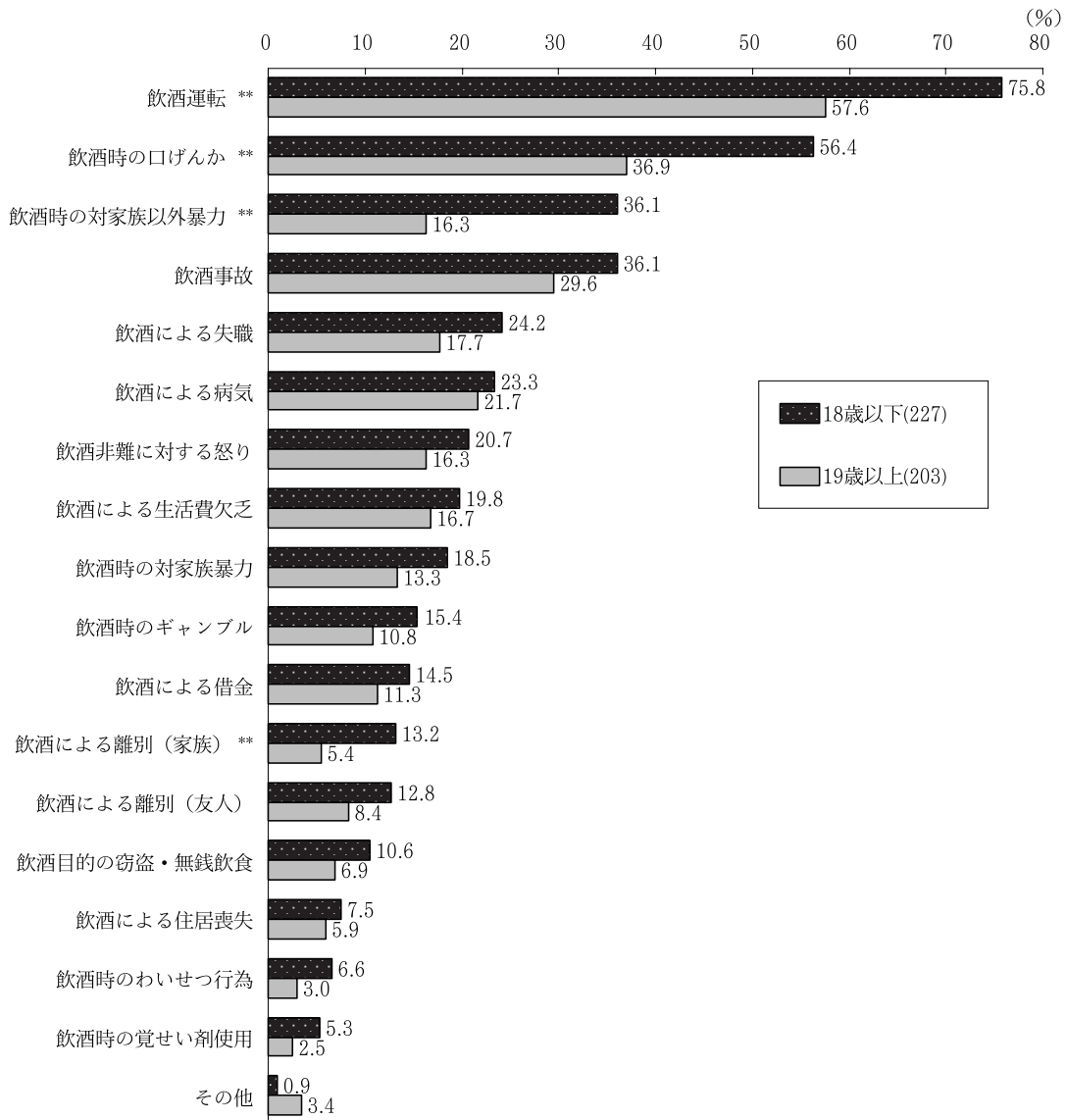


注 1 複数回答である。
 2 飲酒開始年齢について無回答の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。
 4 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意であることを示す (χ^2 検定)。

3-2-3-16図は、飲酒関連の否定的経験の内容（アンケートQ19（複数回答））ごとに、飲酒開始年齢の18歳以下・19歳以上の別で経験率を見たものである。

飲酒開始年齢が18歳以下の者では、19歳以上の者よりも、「飲酒運転」、「飲酒時の口げんか」、「飲酒時の対家族以外暴力」及び「飲酒による離別（家族）」で経験率が顕著に高い。

3-2-3-16図 飲酒開始年齢別 否定的経験



注 1 複数回答である。
 2 飲酒開始年齢について無回答の者を除く。
 3 ()内は、実人員である。
 4 「*」は有意水準5%以下で、「**」は有意水準1%以下で、それぞれ有意であることを示す(χ²検定)。

3-2-3-17図は、薬物の使用経験の有無（調査票Q17）を、飲酒開始年齢の18歳以下・19歳以上の年齢層別に見たものである。なお、「調査票Q」の番号は、巻末資料5の調査票の質問項目の番号を指す（以下この章において同じ）。

18歳以下の者で、薬物使用経験ありの構成比が顕著に高い。このことは、飲酒開始年齢が低い者は、アルコールだけでなく、薬物に関する問題も抱えているケースが少ないことを示唆していると言えよう。

3-2-3-17図 飲酒開始年齢別 薬物使用経験の有無

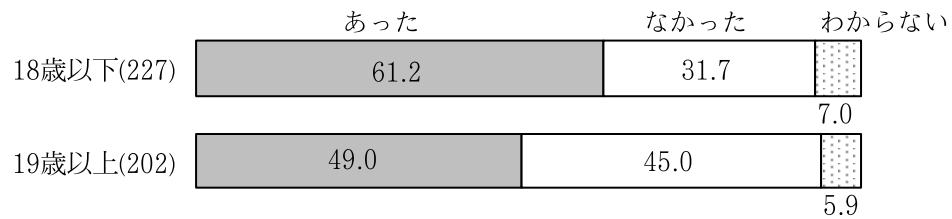
	あり	なし
18歳以下(227)	21.1	78.9
19歳以上(203)	7.9	92.1

【Fisherの直接法による正確確率 $p < .01$ 】

- 注 1 飲酒開始年齢について無回答の者を除く。
 2 ()内は、実人員である。

3-2-3-18図は、飲酒開始年齢の18歳以下・19歳以上別で、アンケート回答者の親に大量飲酒の問題（アンケートQ2）があるか否かを見たものであるが、18歳以下の者で、「あった」の構成比が顕著に高く、アンケート回答者の飲酒開始年齢の低さと、その親の大量飲酒との関連が認められる。

3-2-3-18図 飲酒開始年齢別 親の大量飲酒の有無



【 $\chi^2(2)=8.08, p<.05$ 】

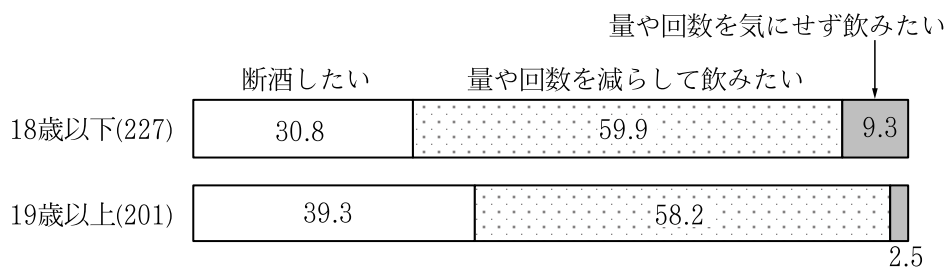
注 1 飲酒開始年齢又は親の大量飲酒の有無について無回答の者を除く。

2 ()内は、実人員である。

なお、同様の方法で、親が酒に酔って暴力を振るうことの問題（アンケートQ3）の有無別構成比を比較したが、顕著な差異は認められなかった。

現在の断酒状況（アンケートQ5）については、飲酒開始年齢の18歳以下・19歳以上の別で顕著な差異は認められなかったが、今後の断酒意欲（アンケートQ6）に関しては、飲酒開始年齢が18歳以下の者は、19歳以上の者と比べ、量や回数を気にせず飲みたいとする者の構成比が顕著に高かった（次頁の3-2-3-19図）。

3-2-3-19図 飲酒開始年齢別 断酒意欲



【 $\chi^2(2)=10.28, p<.01$ 】

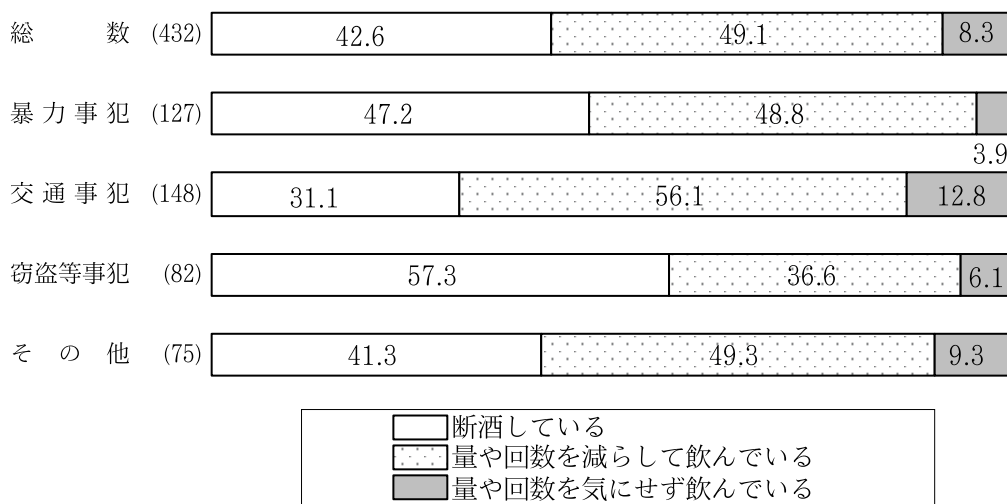
- 注 1 飲酒開始年齢又は断酒意欲について無回答の者を除く。
 2 () 内は, 実人員である。

(4) 断酒状況

ア 断酒状況 (アンケートQ5)

3-2-3-20図は, 本件犯行の罪種別に本調査時の断酒状況を見たものである。全体の4割が断酒し, 節酒も含めると, 9割が保護観察期間中に断酒・節酒している。本件犯行の罪種別に見ると, 交通事犯では, 「断酒している」者の構成比が約3割と低く, 「量や回数を気にせず飲んでいる」者が1割以上いる。

3-2-3-20図 本件犯行の罪種別 断酒状況



【 $\chi^2(6)=20.67, p<.01$ 】

- 注 1 断酒状況について無回答の者を除く。
 2 () 内は, 実人員である。

なお、断酒状況と本件犯行時の飲酒関連の認識との関係を見たのが3-2-3-21表である。

「お酒を飲みたかったため、事件を起こした」、「お酒で良いことと悪いことの区別ができなくなっていたため、事件を起こした」と認識している者は、約半数の者が断酒している。他方、「お酒を飲んで、車やバイクを運転した」と認識している者は、「断酒している」者の構成比が約3割と低く、「量や回数を気にせず飲んでいる」者が1割以上いる。

3-2-3-21表 断酒状況別 本件犯行時の飲酒関連の認識

断酒状況	総数	事件のとき、お酒を飲んでいなかった	事件のとき、お酒を飲んでいたが、事件とは関係ない	お酒を飲んで、車やバイクを運転した	お酒で気が大きくなったため、事件を起こした	お酒を飲みたかったため、事件を起こした	お酒で良いことと悪いことと区別がなくなっていたため、事件を起こした	お酒で勢いをつけて、事件を起こした	その他
総数	429 (100.0)	46 (100.0)	45 (100.0)	139 (100.0)	84 (100.0)	14 (100.0)	64 (100.0)	20 (100.0)	17 (100.0)
断酒している	184 (42.9)	25 (54.3)	18 (40.0)	42 (30.2)	36 (42.9)	7 (50.0)	38 (59.4)	10 (50.0)	8 (47.1)
量や回数を減らして飲んでいる	212 (49.4)	20 (43.5)	25 (55.6)	82 (59.0)	41 (48.8)	6 (42.9)	22 (34.4)	10 (50.0)	6 (35.3)
量や回数を気にせず飲んでいる	33 (7.7)	1 (2.2)	2 (4.4)	15 (10.8)	7 (8.3)	1 (7.1)	4 (6.3)	-	3 (17.6)

【(m) p<.05】

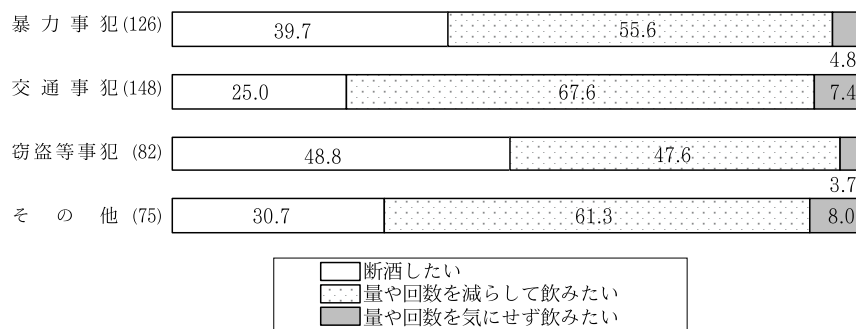
- 注 1 断酒状況又は本件犯行時の飲酒関連の認識について無回答の者を除く。
 2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 3 ()内は、構成比である。

イ 今後の断酒意欲（アンケートQ6）

3-2-3-22図は、本件犯行の罪種別に今後の断酒意欲を見たものである。

ここでも、交通事犯では「断酒したい」者の構成比が低いほか、暴力事犯と窃盗等事犯でも「断酒したい」者の構成比は5割を下回っている。

3-2-3-22図 本件犯行の罪種別 断酒意欲



【(m) p<.05】

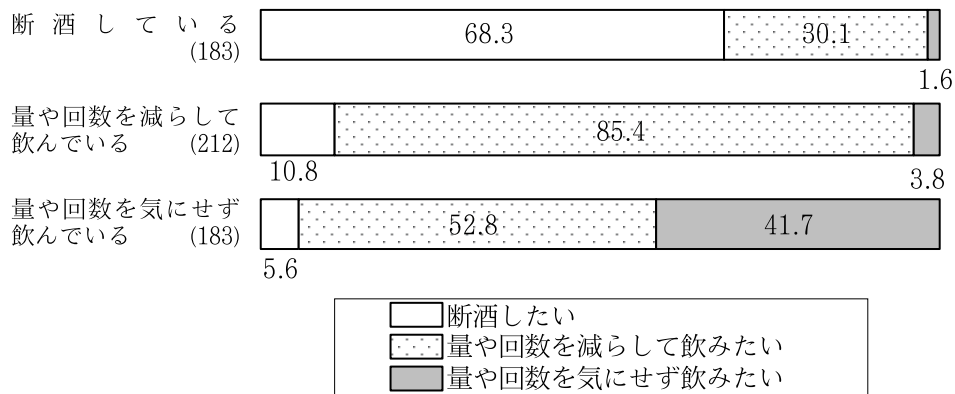
- 注 1 断酒意欲について無回答の者を除く。
 2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
 3 ()内は、実人員である。

ウ 断酒状況（アンケートQ5）と断酒意欲（アンケートQ6）

3-2-3-23図は、断酒意欲を断酒状況別に見たものである。

「断酒している」者のうちでも、今後、飲酒したいと考えている者が約3割おり、断酒持続の気持ちが揺れ動く者が少なくないと考えられる。保護観察対象者の中には、単身で身近な支援が受けにくい対象者も少なくないが、特にそうした対象者に対しては、本人の自助努力のみに任せるのではなく、継続的な断酒への指導・支援が必要である。

3-2-3-23図 断酒状況別 断酒意欲



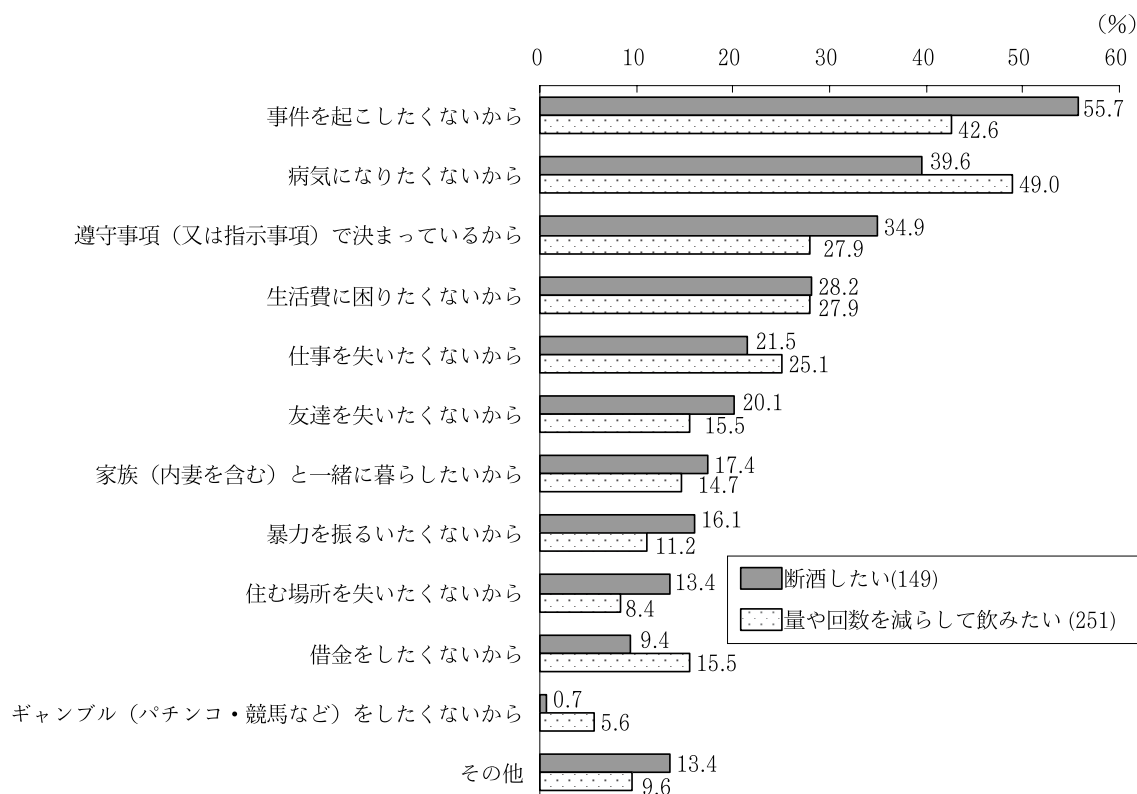
【(m) p < .01】

- 注 1 断酒状況又は断酒意欲について無回答の者を除く。
- 2 検定結果の(m)は、モンテカルロ法による算出であることを示す。
- 3 ()内は、実人員である。

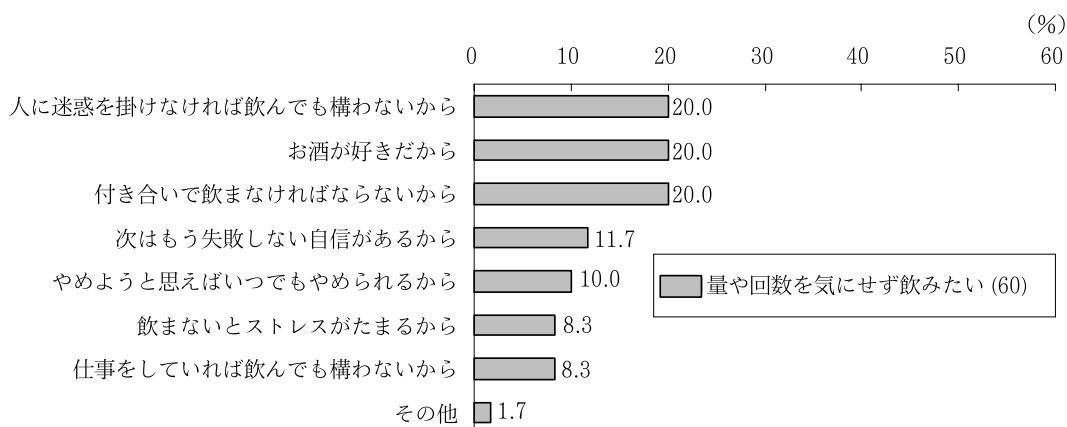
3-2-3-24図①は、今後「断酒したい」・「量や回数を減らして飲みたい」と考えている者ごとに、断酒・節酒の動機（アンケートQ7）の選択率を見たものであり、同図②は、今後「量や回数を気にせず飲みたい」と考えている者について、断酒・節酒しないことの動機（アンケートQ8）の選択率を見たものである。

3-2-3-24図 断酒・節酒等の動機

① 断酒・節酒の動機



② 断酒・節酒しないことの動機



注 複数回答である。

断酒・節酒の動機としては、「事件を起こしたくないから」、「病気になりたくないから」、「遵守事項(又は指示事項)で決まっているから」の順で選択率が高い。節酒の動機としては、「病気になりたくないから」、「事件を起こしたくないから」の順で選択率が高く、次いで「遵守事項(又は指示事項)で決まっているから」と「生活費に困りたくないから」の選択率が高かった。飲酒問題の改善の気持ちを持つに至っていない保護

観察対象者に対しては、飲酒の健康への害悪や犯罪を犯しやすいことを認識・自覚させることで、飲酒問題への取組について有効な動機付けができるのではないと思われる。

他方、「量や回数を気にせず飲みたい」の理由としては、「人に迷惑を掛けなければ飲んで構わないから」、「お酒が好きだから」、「付き合いで飲まなければならないから」が高かった。なお、この「量や回数を気にせず飲みたい」を選択したアンケート回答者の1人は、自由記載欄に「願望であって、(実際は)そうするつもりはありません」というような心情を書いていたが、かかる徴候・発言が認められた場合は、実際の努力を放棄するとは限らないものの、注意深く問題性を見極め、適切な指導・支援をしていく必要があるだろう。

エ 本調査時まで経験した断酒の取組 (アンケートQ9)

本件犯行の罪種ごとに、本調査時まで経験したことのある断酒への取組 (複数回答) について見たのが3-2-3-25表である。

アンケート回答者全体では、約48%で何らかの取組の経験が認められ、本件犯行の罪種別に見ると、暴力事犯及び窃盗等事犯で約5割、交通事犯で約4割の者が何らかの取組の経験を有する。

断酒の取組の内容を見ると、アンケート回答者全体では、「飲酒に代わる趣味やストレスをためない方法などを見つけること」を選択する比率が高く、以下、「病院、診療所への通院」、「断酒会、AA、ダルクなどの酒害教育・ミーティングへの参加」である。

3-2-3-25表 本件犯行の罪種別 断酒の取組

区分	総数	断酒会、AA、ダルクなどの酒害教育・ミーティングへの参加	刑務所などでの酒害教育・ミーティングへの参加	更生保護施設での酒害教育・ミーティングへの参加	保護観察所での酒害教育・ミーティングへの参加	病院、診療所への通院	飲酒に代わる趣味やストレスをためない方法などを見つけること	その他	特になし
総数	435 (100.0)	50 (11.5)	33 (7.6)	8 (1.8)	7 (1.6)	69 (15.9)	98 (22.5)	25 (5.7)	227 (52.2)
暴力事犯	128 (100.0)	17 (13.3)	9 (7.0)	-	2 (1.6)	21 (16.4)	24 (18.8)	12 (9.4)	63 (49.2)
交通事犯	148 (100.0)	11 (7.4)	12 (8.1)	3 (2.0)	2 (1.4)	17 (11.5)	29 (19.6)	5 (3.4)	88 (59.5)
窃盗等事犯	83 (100.0)	12 (14.5)	9 (10.8)	2 (2.4)	2 (2.4)	16 (19.3)	23 (27.7)	4 (4.8)	36 (43.4)
その他	76 (100.0)	10 (13.2)	3 (3.9)	3 (3.9)	1 (1.3)	15 (19.7)	22 (28.9)	4 (5.3)	40 (52.6)

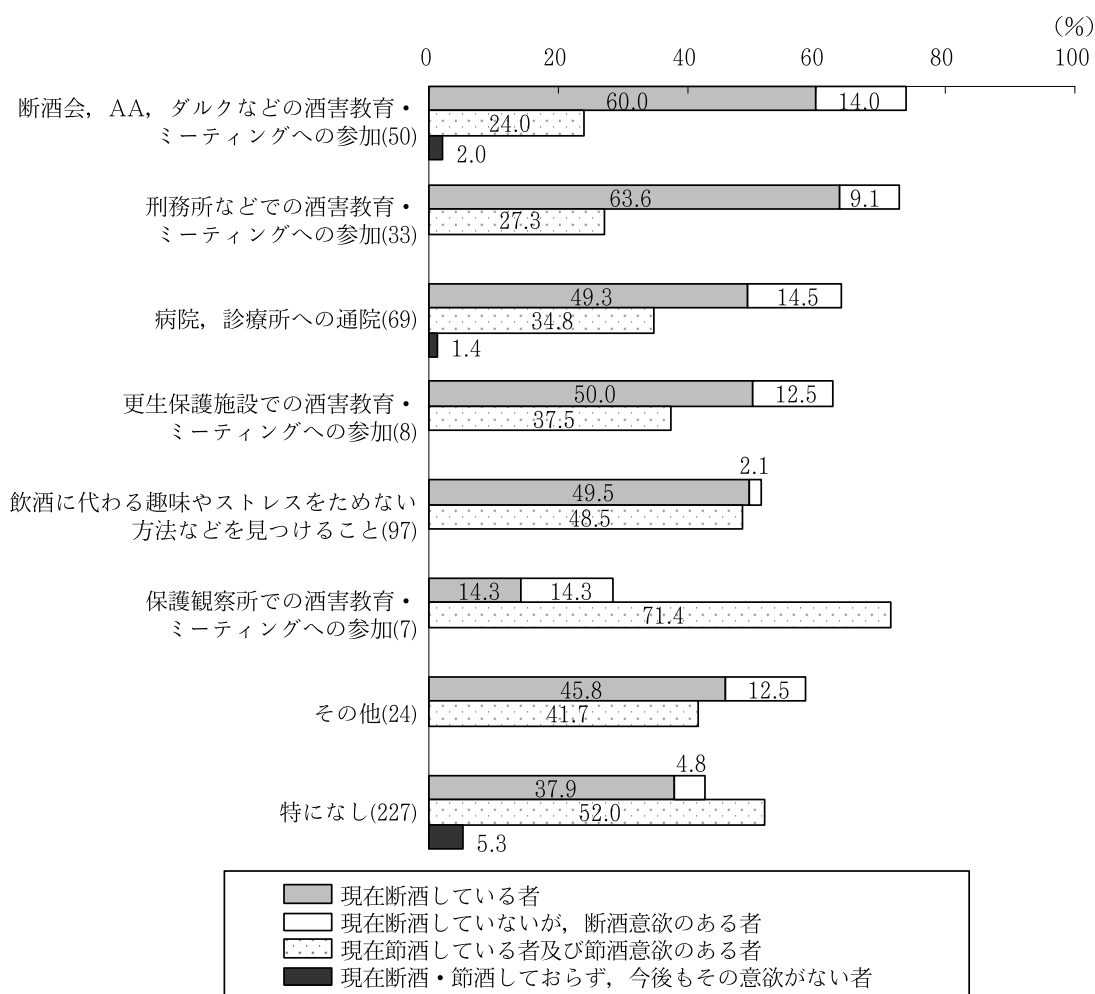
- 注 1 複数回答である。
 2 断酒の取組について無回答の者を除く。
 3 () 内は、構成比である。

オ 断酒の取組と断酒状況等

本調査時の断酒状況・断酒意欲を、本調査時まで経験した断酒の取組の内容（複数回答）別に見たのが、3-2-3-26図である。

断酒している比率が高いのは、「断酒会，AA，ダルクなどの酒害教育・ミーティングへの参加」，「刑務所などでの酒害教育・ミーティングへの参加」の取組経験がある者であり，そうした者については，今後の断酒意欲を示している者まで含めると7割以上を占めた。

3-2-3-26図 断酒の取組別 断酒状況・断酒意欲



注 1 複数回答である。
 2 断酒状況又は断酒意欲について無回答の者を除く。
 3 ()内は，実人員である。

4 小括

以下、この章の調査結果から、保護観察における類型別処遇で「問題飲酒対象者」に認定されている者、すなわち、飲酒による問題を抱え、これに焦点を当てた処遇が必要であると認められる者に対して、その飲酒実態等を分析したところを小括する。

(1) 保護観察になった事件当時の飲酒傾向等

アンケート回答者について、保護観察になった事件の犯行（本件）当時の飲酒傾向を見ると、「問題飲酒対象者」の類型に認定された者であるから当然ではあるが、Q F 分類による多量飲酒者が4割以上と多く、常習飲酒者を含めると8割以上を超えていた。また、その当時のふだんの飲酒量（本件当時飲酒量）を見ても、20単位（一升）以上が約2割、10単位以上20単位未満が約3割を占めており、大量飲酒者が多かった。さらに、本件当時飲酒量が20単位以上の者では、そうでない者と比較して、「飲み出すとやめられなかった」という飲酒に対する自己抑制が失われる傾向が強く、「よく考えないで行動した」、「記憶がなくなった」などの自己抑制の喪失や判断力の低下を示すエピソード、「飲酒時の口げんか」、「対家族以外暴力」、「飲酒非難に対する怒り」などの粗暴的傾向を示すエピソードを選択した比率が高く、大量飲酒が問題行動の要因となることが確認された。

(2) 飲酒開始年齢が低い保護観察対象者が有する問題

従来から、若年からの飲酒は、大量飲酒に発展しやすく、依存症になった場合の予後も不良であり、他の薬物も乱用しやすくなると言われてきた²⁶ことから、この章においても、アンケート回答者を対象として、飲酒開始年齢について分析を行った。

飲酒開始年齢が18歳以下であるか19歳以上であるかに分けて、本件当時飲酒量との関連をみたところ、飲酒開始年齢が低い群で、本件当時飲酒量が顕著に多いことが確認された。また、飲酒開始年齢の低い群は、親の大量飲酒があった構成比が高く、薬物使用経験ありの構成比も高かった。飲酒による薬理効果のうち、飲酒コントロールが利かなかったり、感情が不安定になったり、判断力が低下するなど、犯罪行為を助長しかねない内容の経験を持つ者の比率も顕著に高く、さらに、飲酒運転、飲酒時の口げんか、飲酒時の対家族以外暴力を経験した者の比率が顕著に高いことが認められ、飲酒による家族の離別を経験した者も少なくなかった。他方で、飲酒開始年齢が低い者は、今後の断酒意欲も相対的に乏しい。

したがって、「問題飲酒対象者」のうちでも、飲酒開始年齢の低い者は、より多様な問題があることが推察される。

(3) 犯罪傾向

4号観察では、分析対象者は、保護観察対象者全体と比較して、29歳以下の若年層の構成比が低く、40歳以上の中高年層の構成比が顕著に高いが、これは、分析対象者では、飲

酒の問題が長期間改善されないでいることが背景にあるのではないかと推察される。

また、分析対象者は、保護観察対象者全体と比較して、4号観察で、有前科者や刑事施設への入所歴がある者の構成比が高く、分類処遇・段階別処遇制度の視点から処遇困難とされる者の構成比も、3号観察、4号観察共に高いなど、犯罪傾向がより進んでいる傾向が認められた。

本件犯行の罪種別で見ると、分析対象者は、保護観察対象者全体と比較して、3号観察、4号観察共に「暴力事犯」の占める構成比が高く、問題飲酒と犯罪との関連性が大きいことを示唆していた。

また、分析対象者の「問題飲酒」類型の認定理由を見ると、「暴力事犯」では85.5%、「交通事犯」では92.5%が、「本件犯行が飲酒を原因とする」ことを含んでおり、飲酒と本件犯行が直接的に結び付いていた。他方、「窃盗等事犯」では、その比率は67.4%と「暴力事犯」や「交通事犯」と比べて低い一方で、「現に飲酒による生活の破たんや問題行動が明らかである」ことを認定理由に含んでいる者が30.4%を占めており（「暴力事犯」13.8%、「交通事犯」3.8%）、罪種により異なる傾向が見られた。

（4）保護観察の状況

分析対象者の保護観察の成績を見ると、「交通事犯」では、「おおむね良好で推移」、「成績上昇」という良好な者が占める構成比が高かったが、「暴力事犯」と「窃盗等事犯」では、良好な者の構成比は低く、特に、「おおむね不良で推移」、「成績下降」、「成績が上昇したり下降したりした」といった保護観察の状況が懸念される者が1割を超えていた。

分析対象者のうち、保護観察期間中に犯罪・問題行動等があった者は18.8%であり、その多くは、アルコールに関連したものであった。また、4号観察では、アンケート回答者のうち、本件犯行当時の朝・昼からの飲酒頻度が高い（週1回以上）者に、犯罪・問題行動等が高い比率で認められた。

（5）断酒の取組

アンケート回答者について、保護観察期間中の問題飲酒への取組状況を見ると、約4割が断酒、約5割が節酒していた。しかしながら、その一方で、断酒・節酒の意志が揺れ動く者も少なくなかった。断酒や節酒の動機としては、「事件を起こしたくないから」、「病気になるたくないから」、「遵守事項（又は指示事項）で決まっているから」が多かった。

なお、本調査時までに経験した断酒・節酒の取組としては、「趣味やストレスをためない方法などを見つけること」、「病院、診療所への通院」、「断酒会、AA、ダルクなどの酒害教育・ミーティングへの参加」の順が多かった。また、本調査時までに「断酒会、AA、ダルクなどの酒害教育・ミーティングへの参加」又は「刑務所などでの酒害教育・ミーティングへの参加」を経験した者では、本調査時に断酒している者が約6割を占め、今後の断

酒意欲を示している者まで含めると7割以上と、他の種類の取組を経験した者や「特に取組なし」の者と比べて多かった。

(6)「問題飲酒」以外の問題

分析対象者は、「問題飲酒」類型に認定された者であるが、「問題飲酒」以外の問題を抱える者が少なからず認められた。3号観察（一般）では、「無職等」と「ギャンブル等依存」の各類型にも認定されていた者の比率が2割前後と突出して高く、過去の薬物使用経験についても2割以上の者に該当が認められ、4号観察（一般）では、「無職等」、「性犯罪等」、「精神障害等」の各類型にも該当する者の比率が1割前後あるなど、「問題飲酒」以外の問題にも留意する必要性がうかがわれた。